

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

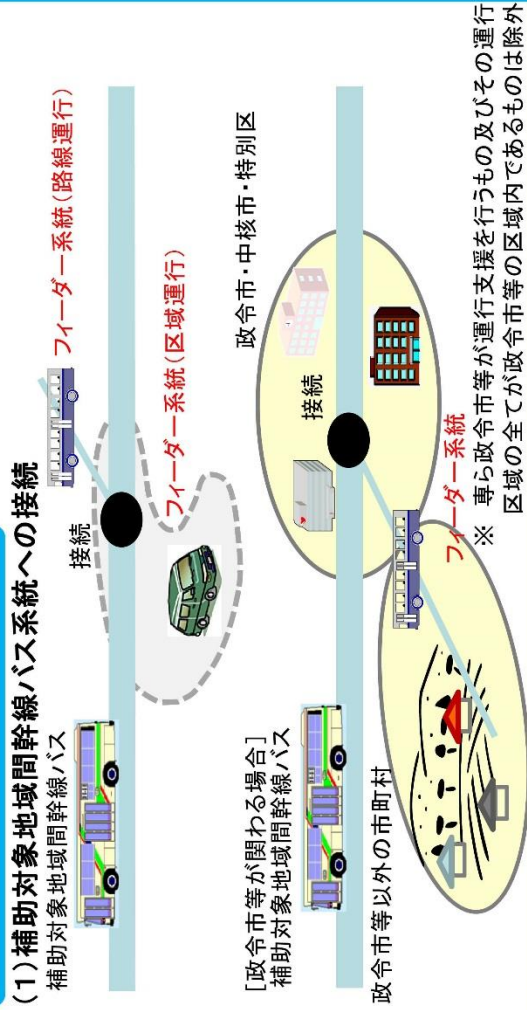
## 補助内容

- **補助対象事業者**  
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**  
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額  

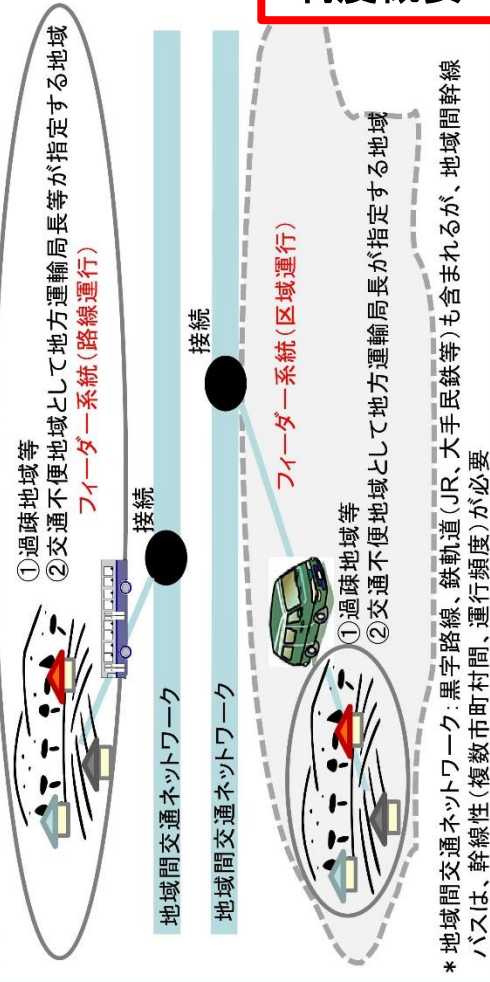
<b>予測費用</b> 補助対象経費 欠損	<b>予測収益</b> 予測収益
-----------------------------	---------------------

$\text{予測費用} = \text{事業者のキロ当たり経常費用見込額} \times \text{系統毎の実車走行キロ}$   
 $\text{予測収益} = \text{系統毎のキロ当たり経常収益見込額} \times \text{系統毎の実車走行キロ}$
- **補助率**  
1/2
- **主な補助要件**
  - ・補助対象地域間バスシステムを補完すること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を持つものであること
  - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
  - ・乗車人員が1人/1便以上であること  
（定時定路線型の場合に限る。）
  - ・経常赤字が見込まれること

## 補助対象システムのイメージ



## (2) 交通不便地域



# 1. 事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより**効果的・効率的**に実施するために事業の実施状況等を振り返り評価するもの

# 2. 事業評価の流れ

## 生活交通確保維持改善計画の策定

Plan

Step1 目標設定

地域が“目指すすがた”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

DO

Step2 事業実施

事業評価の実施

Check1

Step3 一次評価

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

Step4 二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

Action

Step5 次期計画等への反映

一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通ネットワーク計画や、今後の地域の取組(後続事業・類似事業)へ反映させる。

令和2年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）

## 垂井町地域公共交通会議

平成26年7月17日設置

フィーダー系統 令和元年6月25日 確保維持計画策定

直近の二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
住民の利用ニーズや利用状況、JRへの接続などを踏まえ、利便性の高い路線のあり方について検討されることを期待する。	住民の利用ニーズや利用状況を踏まえ、路線の見直しや新規バス停を設置するとともに、JR大垣駅方面への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、垂井駅への出発・到着時刻を10分早めるダイヤの改正を行った。	今後とも、住民の利用ニーズや利用状況を把握し、利便性の高い路線となるよう、定期的に見直しを行う。
今後は計画的に事業を推進するため、持続可能な地域公共交通サービスを実現するための計画策定を期待する。	住民の利用ニーズを集約し、反映させた「垂井町地域公共交通計画」を策定して、ダイヤや路線などの改正を行った。	サービスの充実と費用対効果のバランスを図り、新たな利用者の掘り起こしを行いながら、持続可能な地域公共交通サービスの実現を図る。

## ◎地域の特性と見直しの背景

○平成27年3月

- ・垂井町地域公共交通計画(平成27~29年度)策定  
平成27年10月から新規運行
- ・利用者数は増加傾向にあるが、様々な要望が寄せられている。また、令和元年9月の庁舎移転により、人の移動の変化が見られる。



垂井町地域公共交通計画の改訂

## ◎垂井町地域公共交通計画

### 地域公共交通の将来像

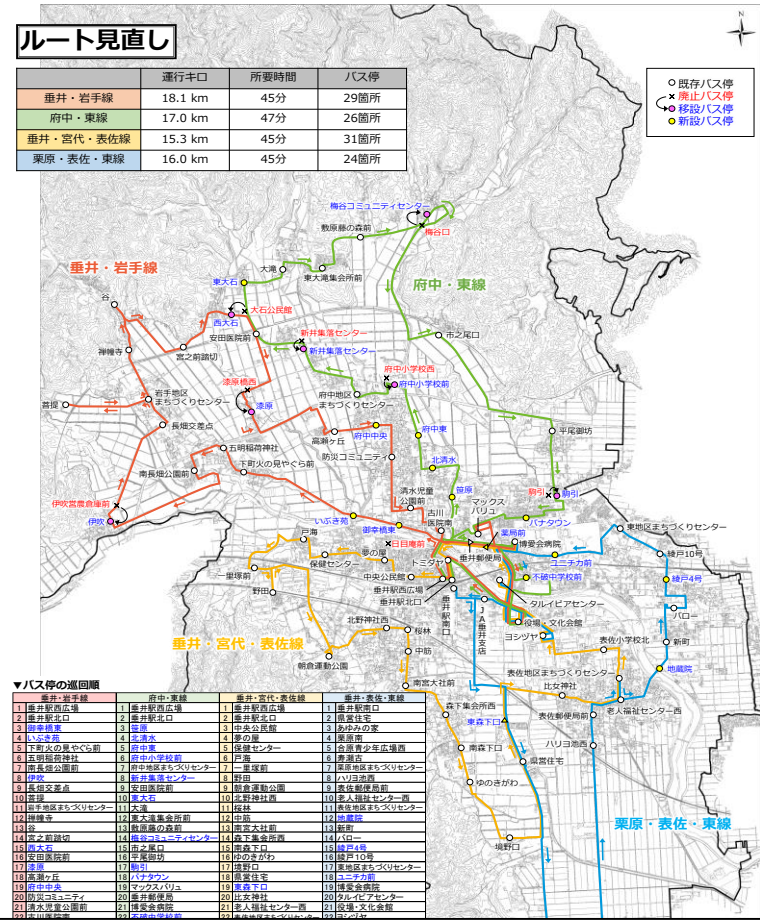
- ・高齢者にやさしい公共交通
- ・住民が快適に利用できる公共交通
- ・町全体に活気をもたらす公共交通
- ・みんなで考え、創り、守り、育て、いつまでも持続して運行される公共交通

### 基本方針

- ① 高齢者等の移動制約者を主たるターゲット
- ② 受益者負担(有料化)を伴っても満足されるサービス
- ③ 住民ニーズや利用状況を反映した見直し(改訂)
- ④ わかりやすさ、使いやすさの向上による外出しやすい環境づくり(改訂)

### ルート見直し

路線	運行キロ	所要時間	バス停
垂井・岩手線	18.1 km	45分	29箇所
府中・東線	17.0 km	47分	26箇所
垂井・宮代・表佐線	15.3 km	45分	31箇所
栗原・表佐・東線	16.0 km	45分	24箇所



▼バス停の巡回順

垂井・岩手線	府中・東線	垂井・宮代・表佐線	栗原・表佐・東線
1 垂井駅前広場	1 垂井駅前広場	1 垂井駅前広場	1 垂井駅前広場
2 垂井駅前口	2 垂井駅前口	2 垂井駅前口	2 垂井駅前口
3 伊吹	3 伊吹	3 伊吹駅前	3 伊吹駅前
4 いぶき	4 志清水	4 志清水	4 志清水
5 下新木の里文化センター	5 伊吹駅前	5 伊吹駅前	5 伊吹駅前
6 五明稲穂神社	6 府中小学校前	6 府中	6 府中
7 南長根公園前	7 府中地区まちづくりセンター	7 一里駅前	7 府中地区まちづくりセンター
8 伊吹	8 府中地区まちづくりセンター	8 府中	8 ハリヨ駅前
9 長根交差点	9 安田医院前	9 安田	9 安田駅前
10 伊吹	10 東大石	10 東大石	10 東大石駅前
11 垂井地区まちづくりセンター	11 伊吹	11 伊吹駅前	11 伊吹駅前
12 陣屋寺	12 東大石集合会所前	12 伊吹	12 陣屋寺
13 伊吹	13 教団の森前	13 伊吹駅前	13 伊吹駅前
14 伊吹駅前	14 鶴谷コミュニティセンター	14 東大石駅前	14 伊吹駅前
15 東大石	15 市之尾口	15 東大石	15 東大石駅前
16 伊吹駅前	16 伊吹駅前	16 伊吹駅前	16 伊吹駅前
17 伊吹	17 伊吹駅前	17 伊吹駅前	17 伊吹駅前
18 高崎ヶ丘	18 伊吹駅前	18 伊吹駅前	18 伊吹駅前
19 府中駅前	19 マックハリコ	19 垂井駅前	19 垂井駅前
20 防犯コミュニティ	20 垂井駅前	20 伊吹駅前	20 カルティエセンター
21 南長根公園前	21 南長根公園前	21 南長根公園前	21 南長根公園前
22 南長根公園前	22 南長根公園前	22 南長根公園前	22 南長根公園前

令和2年10月改訂 1日32便4路線  
(運行時間は9時~16時で1時間に1本運行)



#### ◎目標を達成するために行う事業

##### (1)ダイヤの編成

- ・ニーズの高い大垣方面への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、垂井駅への出発、到着時刻を10分早める。

##### (2)ルート変更、バス停の移設・新設

- ・利用者が伸び悩んでいる垂井・岩手線と府中・東線のルート見直し（垂井・宮代・表佐線と栗原・表佐・東線の利用者は増加傾向であるため、ルートを維持）
- ・すべての路線に、必要に応じバス停の移設・新設

##### (3)利用促進

- ・高頻度利用者の負担軽減のため、定期券・回数券の導入
- ・運転免許証自主返納者へ、1年分の定期券を交付

##### (4)広報、情報提供

- ・リーフレットの全戸配布や町内主要施設への配布
- ・町ホームページへの掲載
- ・垂井駅での利便性向上のため、改札口前や垂井駅西広場に看板設置

##### (5)パブリックスペースの設置

- ・バス車内にコミュニティボートの設置
- ・園児の絵を展示（園児、父母、祖父母の乗車機会の創出）
- ・地元高校の活動内容の紹介



垂井駅西広場と南口



運転免許証自主返納者用定期券



園児の絵の展示

#### (6)住民意見や事業者意見の収集・反映

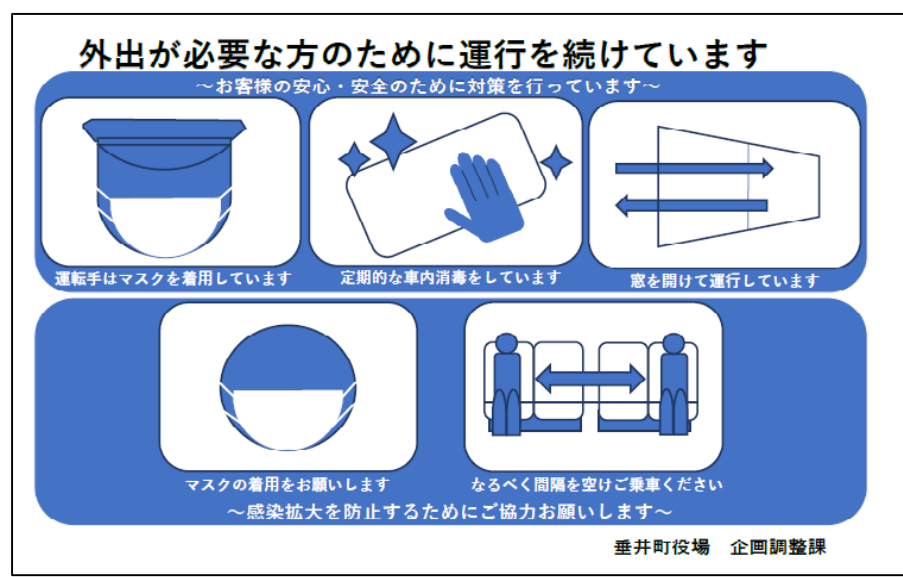
- ・サービス向上のため、受託業者の運転手との意見交換会を開催
- ・住民から巡回バスに関する意見・要望を常に受付

#### (7)隣接市町との境界付近のバス停の維持

- ・養老町民が利用している栗原南バス停を維持

#### (8)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と利用者への協力依頼を、バス車内に掲示(マスク着用、定期的消毒、常時換気、ソーシャルディスタンス)
- ・運転席と利用者席の境に飛沫対策のビニールシートを設置




バス車内掲示物

運転席と利用者席の境に設置したビニールシート



◎公共交通網評価の基本的な考え方

<ul style="list-style-type: none"> <li>■JR東海道本線垂井駅への乗り継ぎ利便性の向上</li> <li>■サービスの充実と費用対効果のバランスを図る</li> </ul>		バス利用の促進を図る
---	---	------------

◎評価指標及び評価基準

【1日あたりの利用者数】

	平成31(令和元) 事業年度(目標)	令和2事業年度 (目標)	令和3事業年度 (目標)	令和4事業年度 (目標)
垂井・岩手線	18.1人/日	19.6人/日	20.0人/日	20.5人/日
府中・東線	26.0人/日	29.5人/日	30.0人/日	30.5人/日
垂井・宮代・表佐線	42.7人/日	46.5人/日	47.0人/日	47.5人/日
栗原・表佐・東線	27.6人/日	33.5人/日	34.0人/日	34.5人/日
合計	114.4人/日	130.0人/日	135.0人/日	140.0人/日

※平成31事業年度の実績を基に、人口減少や高齢化を考慮して、目標値を設定

【利用者1人あたり運行経費】

平成30事業年度 (実績)	平成31(令和元) 事業年度(目標)	令和2事業年度 (目標)	令和3事業年度 (目標)	令和4事業年度 (目標)
708円/人	744円/人	708円/人	708円/人	708円/人



◎垂井町公共交通会議（新型コロナウイルス感染症感染拡大のため書面開催）  
議題：令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について

### 【1日あたりの利用者数】

路線	令和2事業年度		達成状況
	目標値	実績値	
垂井・岩手線	19.6人／日	16.4人／日	未達成
府中・東線	29.5人／日	23.7人／日	未達成
垂井・宮代・表佐線	46.5人／日	35.3人／日	未達成
栗原・表佐・東線	33.5人／日	30.9人／日	未達成
合計	130.0人／日	106.4人／日	未達成

#### ■考察

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出する人が減ったため、利用者が減った。

#### □今後の方針

感染防止対策とその周知やさらなる利便性の向上を図り、安定的な利用者確保に向けて取り組んでいく。

### 【1人あたり運行経費】

令和2事業年度		達成状況
目標	実績	
708円／人	914円／人	未達成

#### ■考察

人件費等の増加から営業費用が増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から利用者数が減少し、営業収益が減った。

#### □今後の方針

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況が不透明であり、外的要因により運行経費が増えていくことも予想されるが、安心して乗車できる環境を整え、利用者一人当たりの運行経費削減に向け取り組んでいく。

## ※参考 全体利用者数

路 線	平成30事業 年度	平成31 (令和元) 事業年度	令和2事業 年度
垂井・岩手線	4,553人	5,044 人	3,963 人
府中・東線	6,812人	6,725 人	5,723 人
垂井・宮代・表佐線	10,581人	11,336人	8,515 人
栗原・表佐・東線	7,187人	8,429 人	7,445 人
合計	29,133人	31,534人	25,646人

課題

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大により利用者数が減少したため、安定的な利用者確保のためには、密になると思われている巡回バスの不安を解消できるような対策を継続する必要がある。

対応

□新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の不安を取り除くため、対策を継続し、その取組の周知を図る。併せて、費用対効果を踏まえながら、引き続き出来ることから実施する。

【実施内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と、利用者への協力依頼を、バス車内に掲示(マスク、消毒、換気、ソーシャルディスタンス)
- ・運転席と利用者席の境に飛沫対策のビニールを設置

外出が必要な方のために運行を続けています  
～お客様の安心・安全のために対策を行っています～

運転手はマスクを着用しています  
定期的な車内消毒をしています  
窓を開けて運行しています  
マスクの着用をお願いします  
なるべく間隔を空けご乗車ください  
～感染拡大を防止するためにご協力をお願いします～

垂井町役場 企画調整課



## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和3年1月15日

協議会名:垂井町地域公共交通会議

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
垂井町	垂井・岩手線	<p>・住民の利用ニーズや利用状況を踏まえ、路線の見直しや新規バス停を設置するとともに、JR大垣駅方面への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、垂井駅への出発・到着時刻を10分早めるダイヤの改正を行った。</p> <p>・住民の利用ニーズを集約し、反映させた「垂井町地域公共交通計画」を策定して、ダイヤや路線などの改正を行った。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	<p>・利用者数</p> <p>C 目標 19.6人/日 実績 16.4人/日 達成度 未達成</p>	<p>・今後とも、住民の利用ニーズや利用状況を把握し、利便性の高い路線となるよう、定期的に見直しを行う。</p> <p>・サービスの充実と費用対効果のバランスを図り、新たな利用者の掘り起こしを行いながら、持続可能な地域公共交通サービスの実現を図る。</p>
	府中・東線			<p>・利用者数</p> <p>C 目標 29.5人/日 実績 23.7人/日 達成度 未達成</p>	
	垂井・宮代・表佐線			<p>・利用者数</p> <p>C 目標 46.5人/日 実績 35.3人/日 達成度 未達成</p>	
	栗原・表佐・東線			<p>・利用者数</p> <p>C 目標 33.5人/日 実績 30.9人/日 達成度 未達成</p>	
	全路線(上記4路線)			<p>・利用者数</p> <p>C 目標 130.0人/日 実績 106.4人/日 達成度 未達成</p> <p>・運行経費</p> <p>目標 708円/人 実績 914円/人 達成度 未達成</p>	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和3年1月15日

協議会名:	垂井町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>垂井町は、岐阜県南西部に位置し、東西に大垣市、関ヶ原町と隣接している。</p> <p>国勢調査における町の人口は、平成27年 27,556人で、平成22年から949人(3.3%)の減少となり、また、高齢化率も平成27年28.4%で、平成22年から4.7%上昇するなど人口減少と高齢化が進行している。</p> <p>平成27年3月に垂井町地域公共交通計画(平成27~29年度)を策定し、平成27年10月から新規運行を開始した。利用者数は増加傾向にあるが、様々な要望が寄せられており、令和元年9月の庁舎移転により、人の移動の変化が見られる。</p> <p>これにより、垂井町地域公共交通計画の改訂を行い、住民ニーズや利用状況を反映させ、わかりやすさ、使いやすさの向上による外出しやすい環境を整えていく。</p>

## 垂井町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

**第1条** 垂井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 計画の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(会長及び委員)

**第3条** 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 垂井警察署長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 職名をもって委嘱された委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

**第4条** 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を交通会議に出席させ説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 交通会議は原則として公開するものとする。ただし、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(協議結果の取扱い)

**第5条** 交通会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

**第6条** 交通会議の運営に関する事務を行うため、事務局を企画調整課に置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整課の職員をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年6月19日告示第71号)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。